

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成16年11月22日作成)

法令名	林業労働力の確保の促進に関する法律		
根拠条項	第5条第1項		
許認可等の種類	改善計画の認定		
法令の定め	<p>第5条第1項</p> <p>事業主は、単独で又は他の事業主若しくは第11条第1項のセンターと共同して、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置(以下「改善措置」という。)についての計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>(関連条項 法第5条第1項、第2項、第3項、政令第2条)</p>		
審査基準	別紙のとおり		
標準処理期間	総期間	14	日・月 (注:休日を含む。)
	経由機関		日・月 ()
	協議機関		日・月 ()
	処分機関		日・月 ()
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部林務課林務係		(電話番号:)
申請先	各(総合)振興局産業振興部林務課林務係		(電話番号:)
問い合わせ先	<p>水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ</p> <p>(電話番号: 011-231-4111 (内線28-580))</p> <p>各(総合)振興局産業振興部林務課林務係</p>		
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseititudukihou.htm)		

別紙

改善措置計画の申請者は次の基準の全てを満たすものとする。

- 1 年間6カ月以上雇用の林業労働者を5人以上雇用して、造林（地拵え、植え付け）、保育（下刈り、枝打ち、つる切り、除伐）、伐採（主伐、間伐）又はこれ以外の林業（森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等）の森林施業を自ら実施していること。なお、林業労働者が5人に満たない事業主は、共同で改善措置計画を作成することができるものとする。
- 2 雇用管理者を選任していること。
- 3 雇用に関する文書を交付していること。

次に示す基準の全てを満たすものと認められるときに認定する。

- 1 改善措置の目標、内容及び実施時期が「北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に照らして適切なものであること。
- 2 改善措置の内容及び実施時期が、改善措置の目標を確実に達成するために適切なものであること。
- 3 北海道森林整備担い手支援センターが事業主から委託を受けて労働者の募集を行う場合には、その募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。
- 4 改善措置計画に、労働時間、労働者の安全及び衛生その他労働条件に関する改善措置を含める場合は、当該改善措置の内容が労働基準法その他の労働基準関係法令に適合するものであること。

「北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画」における事業主が行う林業労働力の確保に関する目標は次のとおり。

〔雇用管理の改善関係〕

- ・雇用管理者を選任するとともに、その資質の向上に努める。
- ・雇入れの際に労働条件を明示した雇用契約書を交付し、雇用関係の明確化を図る。
- ・週休二日制の導入など休日・休暇制度の充実と労働時間の短縮を図る。
- ・各種社会保険制度、退職金共済制度などへの加入率のさらなる向上、各種福利厚生施設の充実に努める。
- ・年間就労日数の増加を図り、雇用の通年化、所得の安定化に努める。
- ・安全な作業方法の遵守や健康診断の実施など労働安全衛生対策の充実強化に努める。
- ・定期的な安全衛生教育の実施など、労働安全衛生教育の強化に努める。
- ・林業事業体の登録・評価の仕組みによる登録を行い、適切な森林施業を実施するとともに、労働安全衛生の強化に努める。
- ・OJT研修及びOFF-JTの計画的な実施に努める。
- ・労働安全衛生を確保しつつ、高齢者の雇用の安定に努める。
- ・新規参入者を確保するため、ハローワーク等の活用など、効果的な募集活動の実施に努める。
- ・基礎的知識・技術・技能等を習得するための研修等に新規参入者を積極的に参加させるよう努める。

〔事業の合理化関係〕

- ・地形や経営規模等に応じた高性能林業機械等の導入及び改良を促進し、地域に適した作業システムの定着に努める。
- ・事業の協業化・協同化や施業の集約化に取り組み、施業規模の拡大を図るとともに、事業量の長期的、安定的な確保に努める。
- ・路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの構築に必要な人材の育成に努める。
- ・森林所有者の合意形成を図り森林施業を集約化できる人材の育成に努める。
- ・段階的かつ体系的な研修等の受講を促進することにより、林業労働者のキャリア形成を図り、林業労働者が高い意欲と能力を発揮できるよう努める。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成16年11月22日作成)

法令名	林業労働力の確保の促進に関する法律		
根拠条項	第6条第1項		
許認可等の種類	改善計画の変更の認定		
法令の定め	<p>第6条第1項 前条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画を変更しようとするときは、当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>第6条第3項 前条第3項の規定は、第1項の認定について準用する。 (関連条項 法第6条第1項、第3項、第5条第3項、政令第2条)</p>		
審査基準	別紙のとおり		
標準処理期間	総期間	14	日・月 (注: 休日を含む。)
	経由機関		日・月 ()
	協議機関		日・月 ()
	処分機関		日・月 ()
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部林務課林務係		(電話番号:)
申請先	各(総合)振興局産業振興部林務課林務係		(電話番号:)
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-580)) 各(総合)振興局産業振興部林務課林務係		
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetedukihou.htm)		

別紙

次に示す基準の全てを満たすものと認められるときに変更認定する。

- 1 改善措置の目標、内容及び実施時期が「北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に照らして適切なものであること。
- 2 改善措置の内容及び実施時期が、改善措置の目標を確実に達成するために適切なものであること。
- 3 北海道森林整備担い手支援センターが事業主から委託を受けて労働者の募集を行う場合には、その募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。
- 4 改善措置計画に、労働時間、労働者の安全及び衛生その他労働条件に関する改善措置を含める場合は、当該改善措置の内容が労働基準法その他の労働基準関係法令に適合するものであること。

「北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画」における事業主が行う林業労働力の確保に関する目標は次のとおり。

〔雇用管理の改善関係〕

- ・雇用管理者を選任するとともに、その資質の向上に努める。
- ・雇入れの際に労働条件を明示した雇用契約書を交付し、雇用関係の明確化を図る。
- ・週休二日制の導入など休日・休暇制度の充実と労働時間の短縮を図る。
- ・各種社会保険制度、退職金共済制度などへの加入率のさらなる向上、各種福利厚生施設の充実に努める。
- ・年間就労日数の増加を図り、雇用の通年化、所得の安定化に努める。
- ・安全な作業方法の遵守や健康診断の実施など労働安全衛生対策の充実強化に努める。
- ・定期的な安全衛生教育の実施など、労働安全衛生教育の強化に努める。
- ・林業事業体の登録・評価の仕組みによる登録を行い、適切な森林施業を実施するとともに、労働安全衛生の強化に努める。
- ・OJT 研修及び OFF-JT の計画的な実施に努める。
- ・労働安全衛生を確保しつつ、高齢者の雇用の安定に努める。
- ・新規参入者を確保するため、ハローワーク等の活用など、効果的な募集活動の実施に努める。
- ・基礎的知識・技術・技能等を習得するための研修等に新規参入者を積極的に参加させるよう努める。

〔事業の合理化関係〕

- ・地形や経営規模等に応じた高性能林業機械等の導入及び改良を促進し、地域に適した作業システムの定着に努める。
- ・事業の協業化・協同化や施業の集約化に取り組み、施業規模の拡大を図るとともに、事業量の長期的、安定的な確保に努める。
- ・路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの構築に必要な人材の育成に努める。
- ・森林所有者の合意形成を図り森林施業を集約化できる人材の育成に努める。
- ・段階的かつ体系的な研修等の受講を促進することにより、林業労働者のキャリア形成を図り、林業労働者が高い意欲と能力を発揮できるよう努める。